

港区 中小企業 人材確保支援事業 補助金

区内中小企業者の人材確保を支援するため、成功報酬型の人材採用に係る経費の一部や求人広告費及び企業(採用)説明会への出展に必要な費用の一部を補助します。

申請期間

郵送
オンライン

令和8年

令和9年

4月27日(月) >>> 1月31日(日) 消印有効

※予算額に達し次第、申請期間中でも募集を終了します。※1事業者につき、申請は1回のみ

補助対象者

以下の全ての要件を満たす区内中小企業

- 法人については区内に本店登記があること及び区内に主たる事業所を有すること、個人事業者については区内に事業所を有すること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること ※バーチャルオフィスに登録していた期間は含めない。
- 法人については法人事業税及び法人住民税を、個人事業者にあつては特別区民税及び特別都民税(事業所課税)を滞納していないこと
- 申請予定の経費で既に、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けていないこと

注意点

- **令和9年3月5日(金)まで**に、区への実績報告(実施事業の終了及び支払完了含む)の提出をしていただきます。期限を過ぎた場合は、補助金は交付されません。
- 各事業の支払いについては、**口座引き落としまで**完了させる必要があります。(振込やクレジットカード・デビットカード等の支払い含む)

問合せ・
郵送先

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

港区産業振興課

人材確保支援事業補助金担当 ☎03-6435-4620

年末年始、祝日除く
平日9:00~17:00



裏面あり

対象経費

1 人材紹介会社を利用した成功報酬型の人材採用に係る経費の一部

※
補助率 2/3
上限 100万円

注意事項

- 令和8年4月1日以降に採用を決定した、成功報酬型の人材採用(求人広告からの採用は除く)に係る経費の手数料※に限り、成功報酬以外の付随経費等は、補助対象外となります。
- ※成功報酬型の人材採用に係る経費の手数料とは、人材紹介会社が定める採用人材の年収に対する一定割合の成功報酬を指します。
- 利用する人材紹介会社は、厚生労働省職業安定局の人材サービス総合サイトに掲載の有料職業紹介事業者に限ります。
- 交付決定前に入社/支払があった場合は対象外となります。
- 親族と思われる方の採用や、過去に在籍した社員等の再雇用、内定後の辞退や採用見送りと判断できる場合は、補助金が受けられない又はすでに補助金を交付していた場合は返金していただきます。
- 採用人材の定着率等を確認するため、補助金支給後の調査にご協力いただきます。

補助金交付までの流れ

- 人材紹介会社と契約又は申込(令和8年以前の契約も対象)
- 人材紹介会社を利用し採用内定(成功報酬額確定)
- 港区へ交付申請
- 港区による審査・交付決定通知書送付(交付申請受理から交付決定まで、2週間~1か月程度)
- 採用人材の入社・人材紹介会社への成功報酬支払い
- 港区への実績報告
- 港区による審査・額の確定通知送付(実績報告受理から補助金の額の確定まで、2週間~1か月程度)
- 補助金交付(補助金の額の確定から口座への振込まで、1か月~1か月半程度)

2 求人広告費及び企業(採用)説明会への出展に係る経費の一部

※
補助率 2/3
上限 40万円

港区の補助金交付決定後に新たに開始する以下の事業

- 求人広告費:新たに就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用等
例) 転職サイト、求人検索エンジン、有料求人情報誌、フリーペーパー、折り込み求人紙、新聞の求人欄等
- 企業(採用)説明会への出展料(オンライン説明会含む)
例) 説明会出展料(ブース位置指定料・当日の座談会、個別相談会開催料等含む)、ブース装飾費用

※対象外経費:説明会以外の用途で出展後も使用できる備品の購入費、輸送費、人件費、旅費

※パンフレット及びチラシの印刷費や販促品(自社名の記載のある配布品等)の作成費については、広告宣伝活動費支援事業補助金をご利用ください。ただし、過去に当該補助金において、「広告宣伝活動費」の経費で補助金を受給している場合は、ご利用いただけませんのでご了承ください。

補助金交付までの流れ

- 事業実施に係る見積書の取得
- 港区へ交付申請(出展料については、支払済でも可)
- 港区による審査・交付決定通知書送付(交付申請受理から交付決定まで、2週間~1か月程度)
- 補助対象事業の実施および掲載等の完了、支払いの完了
- 港区への実績報告
- 港区による審査・額の確定通知送付(実績報告受理から補助金の額の確定まで、2週間~1か月程度)
- 補助金交付(補助金の額の確定から口座への振込まで、1か月~1か月半程度)

※
1 2 の両方に申請した場合の補助上限額は、100万円 になります

提出書類及び詳細は、港区立産業振興センターのホームページをご確認ください

URL <https://minato-sansin.com/jinzaikakuho.sien/>

※ 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業に認定された企業は、補助率3/4となり
1 上限125万円、2 上限50万円、1 2 両方上限125万円となります。

